

令和3年度の後期高齢者医療保険料について

令和3年度の大分県後期高齢者医療保険料率は下記のとおりです。

	令和3年度
均 等 割 額	47,000円
所 得 割 率	9.06%
賦 課 限 度 額	64万円

(令和2年度の保険料率と同じです。)

保険料の計算方法(令和3年度)

負担していただく保険料額は、被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

年間保険料
上限64万円

=

①均等割額
47,000円

+

②所得割額
前年所得(※)×9.06%

※前年所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額となります。

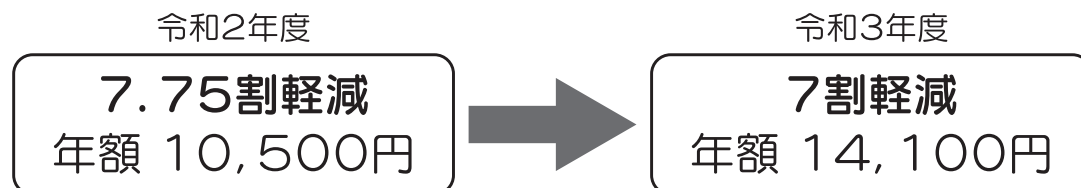
《保険料軽減措置について》

●平成30年度税制改正に伴い軽減判定所得の基準が変更されます。

軽減割合	令和2年度	令和3年度
7割	「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	「基礎控除額(43万円) + 10万円×{年金・給与所得者数-1}」 を超えない世帯
5割	「基礎控除額(33万円)+28.5万円 ×世帯の被保険者数」を超えない世帯	「基礎控除額(43万円)+28.5万円×世帯の被保険者数 + 10万円×{年金・給与所得者数-1}」 を超えない世帯
2割	「基礎控除額(33万円)+52万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	「基礎控除額(43万円)+52万円×世帯の被保険者数 + 10万円×{年金・給与所得者数-1}」 を超えない世帯

●これまで7.75割軽減となっていた方は7割軽減に変わります。

法令上7割軽減の対象となる方の保険料(均等割)について特例的に上乗せして軽減が行われておりましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われ、令和3年度から特例分は廃止されます。



●問い合わせ先 / 津久見市健康推進課国保年金班 TEL: 0972-82-4147
大分県後期高齢者医療広域連合 TEL: 097-534-1771(代表)